（入　札　の　公　告）

北海道空知総合振興局告示第1096号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年９月24日

北海道空知総合振興局長　津久井　直子

１　入札に付す事項

（１）契約の目的の名称（業務名）

ア　札幌建設管理部岩見沢出張所構内除排雪業務　【整理番号１】

イ　札幌建設管理部滝川出張所構内除排雪業務　【整理番号２】

ウ　札幌建設管理部深川出張所構内除排雪業務　【整理番号３】

エ　札幌建設管理部当別出張所外１構内除排雪業務　【整理番号４】

オ　札幌建設管理部長沼出張所構内除排雪業務　【整理番号５】

カ　札幌建設管理部千歳出張所構内除排雪業務　【整理番号６】

キ　札幌建設管理部本部・事業課構内除排雪業務　【整理番号７】

（２）業務場所

別紙のとおり

（３）契約期間

別紙のとおり

（４）業務概要

ア　庁舎等構内の除雪及び排雪業務

作業処理方法については、別添委託業務処理要領のとおり

イ　使用する除排雪機械及び作業予定時間

別紙のとおり

２　入札に参加する者に必要な資格

令和８年北海道空知総合振興局告示第1096号に規定する札幌建設管理部各出張所等構内　除排雪業務委託に関する資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

４　入札執行の場所及び日時

（１）入札場所　　札幌市中央区南11条西16丁目２番１号　北海道空知総合振興局札幌建設管理部３階第一会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811　札幌市中央区南11条西16丁目　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

（２）入札日時　　令和８年10月23日（金）午前11時00分（送付による場合は、同月22日（木）午後５時までに必着）

（３）開札場所　　（１）に同じ。

（４）開札日時　　（２）に同じ。

５　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

６　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　郵便等による入札の可否

認める。

８　落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第１項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、財務規則第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書に記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

９　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10　契約書作成の要否

（１）この契約は契約書の作成を要する。

（２）落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11　その他

（１）無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第１項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

（３）最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第２項の規定による最低制限価格を設定していない。

（４）入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

（５）契約に関する事務を担当する組織

ア　名　称　　北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

イ　所在地　　郵便番号　064-0811　北海道札幌市中央区南11条西16丁目２番１号

ウ　電話番号　011-561-0383

（６）前金払

前金払はしない。

（７）概算払

概算払はしない。

（８）部分払

各月の実績分を請求することができる。

（９）所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあっては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第１項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払に当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第１項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(10) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(11) 入札の執行

初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。